

# 第46回 消費者大会

## 第3分科会 ・ 消費者問題

### 当日資料

#### 「行動する消費者を目指して！」

\*助言者報告資料 . . . P1~4

\*活動報告

①さいたま市消費者団体連絡会 資料

. . . P5~6

②埼玉消費者被害をなくす会 資料

. . . P7

# ひと味違う！？

## ウォッチねっとオリジナル「訪問販売お断りステッカー」 のご案内

各位

全国消費者行政ウォッチねっと

ウォッチねっとでは、平成20年の特定商取引法改正による再勧誘禁止規定導入後も訪問販売被害が後を絶たない現実を踏まえ、従来使われてきたステッカーとはひと味違う「訪問販売お断りステッカー」を考案しました。

今回ウォッチねっとが考案したステッカーは、特商法3条の2第2項の再勧誘禁止規定の勧誘拒絶の意思がより明確になるよう、拒絶の主体をその世帯全員とし、拒絶対象を具体的に特定するため、原則としてすべての訪問販売の形態による商品・役務の勧誘・契約を拒絶することを明示しました。他方で、消費者の選択権を確保し、拒絶の対象をより具体化するため、ステッカーを貼った消費者自身が許容する訪問販売事業者・事業類型については別途表示できるよう、業者・業者名を記載するパーツ（パーツ③）を用意しました。

さらに、特商法について記載した部分（パーツ②）については厳しい表現となっているため、「そこまでは・・・」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。そのような方にも配慮し、パーツ①とパーツ②の一方或いは両方を選択して使用することができるようにしてあります。 ※詳細はサンプルをご覧ください。

皆様におかれましては、訪問販売被害の未然防止のため、是非ウォッチねっとのステッカーをご購入頂き、広く配布して頂きたいと考えております（地方消費者行政活性化基金等を積極的にご利用下さい）。

サンプルのもの（「標準タイプ」）は一枚30円、電話番号等の変更を伴うもの（「アレンジタイプ」）は一枚50円となります。標準タイプは一枚から、アレンジタイプは1000枚から承ります。

※ご注文受付後、若干日数を要する場合がありますのでご容赦下さい。

※送付するステッカーとともに請求書をお送り致しますので、請求書に記載された振込先にご入金をお願いします（商品・送料の合計金額が1000円未満の場合には切手でのお支払いもお受け致します。）。

※送料・振込手数料（切手の発送費用）はご注文者の負担となります。

※不良品以外の返品はご遠慮下さい。

### 【問合せ先】

〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-8 日進ビル4階

全国消費者行政ウォッチねっと 事務局長 弁護士 拝師（はいし）

TEL043-225-6665 FAX043-225-6663 haishi@chime.ocn.ne.jp

# 注文書

全国消費者行政ウォッチねっと 事務局宛

FAX 043-225-6663

e-mail haishi@chime.ocn.ne.jp

訪問販売お断りステッカーを以下のとおり注文します。

※送料・振込手数料（切手の発送費用）はご注文者負担となります。

標準タイプ \_\_\_\_\_ 枚 × 30円 = 合計 \_\_\_\_\_ 円

アレンジタイプ \_\_\_\_\_ 枚 × 50円 = 合計 \_\_\_\_\_ 円

→変更部分をご記入下さい。

--	--

【ご注文者氏名（団体名）】 \_\_\_\_\_

【ご担当者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡先】 TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

【納品先住所】

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

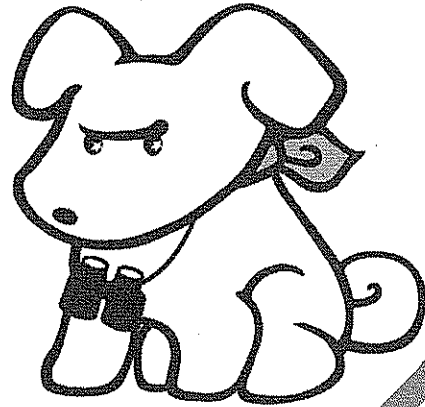
TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (上記連絡先と異なる場合)

①

# 訪問販売による 一切の勧誘・契約締結を お断りします。

これに違反した業者は  
消費生活センターに  
通報します

消費者ホットライン  
**0570-064-370**



全国消費者行政ウォッチねっと

②

●当世帯の全居住者は、訪問販売の形態による一切の商品・権利・サービスについての販売・提供の勧誘をお断りします。

●訪問販売の形態による一切の売買契約・役務提供契約の締結についても拒否します。

●この表示により、特定商取引法三条の二第二項の「訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示」したこととなります。

●したがって、この表示に反して勧誘行為を行った場合には、同法に違反する違法行為となります。その場合には同法7条・8条に基づく行政処分（指示・業務停止）の申立を行いますのでご注意ください。



以下の事業者さんについては訪問販売による勧誘を例外的に承諾します。

③

# 悪質商法から高齢消費者守れ

# 「見守りネット」整備進む

## 県内

悪質な訪問販売やマルチ商法などの被害から高齢者を守るため、高齢者の見守りに関する民生委員や介護ヘルパーに協力を呼び掛ける「見守りネットワーク」を整備する市町の増加が進んでいる。県によると、全体の相談件数が年々増加する中、高齢者の相談は増加傾向にある。被害を繰り返したり被害に気が付かない高齢者は他の市民に比べて多いため、被害の解明に期待がかかる。ただ、取り組みは西高東低の傾向。県は「市町で近江行政を行うのが最も効果的」（県民生生活室）と特に東部の市町の整備を呼び掛けている。

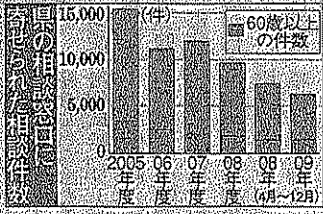
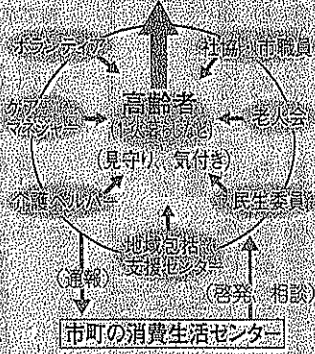
## 民生委員、ヘルパー協力



平野町の話を聞かされた高齢者が市町消費生活センターで相談している様子。

## 市町の取り組み、西高東低

### 高齢者見守りネットワークの仕組み



「この強い気持ちは、市町で近江行政を行うのが最も効果的」と、県民生生活室と特に東部の市町の整備を呼び掛けている。

「この強い気持ちは、市町で近江行政を行うのが最も効果的」と、県民生生活室と特に東部の市町の整備を呼び掛けている。

「この強い気持ちは、市町で近江行政を行うのが最も効果的」と、県民生生活室と特に東部の市町の整備を呼び掛けている。

「この強い気持ちは、市町で近江行政を行うのが最も効果的」と、県民生生活室と特に東部の市町の整備を呼び掛けている。

## さいたま市消費者団体連絡会

あなたも 私も みんな消費者

Web サイト: <http://www.ever-green.ne.jp/shodenren/>  
 ブログ: <http://shodenren.exblog.jp/>



## さいたま市消費者団体連絡会

- 消費者の権利を守り消費生活を充実させるため、行政との協働に努めながら活動を進めています。
- 参加団体
  - コーベル
  - うらわ市民広場
  - 浦和消費者の会
  - さいたまコープ
  - くらし探検くらぶ
  - さいたま市与野くらしの会
  - 生活クラブ生協さいたま市まちづくり委員会
  - ファイバーリサイクルネットワークさいたま



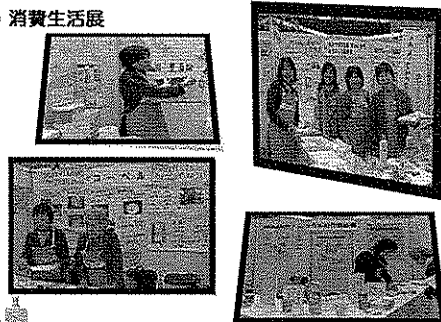
## さいたま市消費者団体連絡会

### ● 消費生活展



## さいたま市消費者団体連絡会

### ● 消費生活展



## さいたま市消費者団体連絡会

### ● 消費生活展



## さいたま市消費者団体連絡会

### ● 学習会「消費者庁ができたらどうなったの？」



講師：池本誠司弁護士（埼玉消費者被害をなくす会理事長、消費者庁参事）

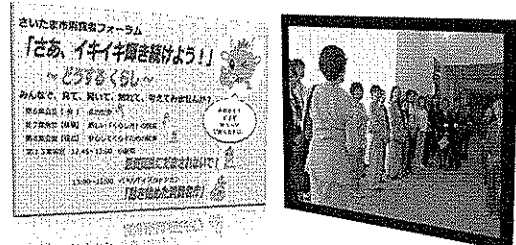
さいたま市消費者団体連絡会

◆さいたま市消費生活センターPR街頭キャンペーン



さいたま市消費者団体連絡会

◆消費者フォーラム



さいたま市消費者団体連絡会

◆消費者フォーラム



さいたま市消費者団体連絡会

◆消費者フォーラム



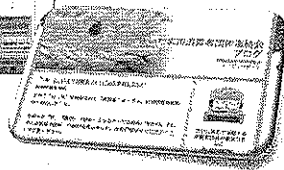
さいたま市消費者団体連絡会

◆さいたま市消団連のWebサイトとブログ



Webサイト：  
<http://www.ever-green.ne.jp/shodenren/>

ブログ：<http://shodenren.exblog.jp/>



さいたま市消費者団体連絡会



ご清聴ありがとうございました





## 埼玉消費者被害をなくす会

消費者ができること



適格消費者団体ができること

## 消費者の利益を守るための 差止請求訴訟とは！

### 適格消費者団体ができること

2006年、消費者契約法改正により  
『消費者団体訴訟制度』がスタート

この制度では、内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」は、事業者の不当な行為に対して差止請求訴訟を行うことができるとされています。

事業者の不当な行為とは・・・たとえば  
着物レンタルのレンタル規約のキャンセル条項

・オーダーレンタルはキャンセルに成りません。  
・契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けませ。

- 1週間以内の場合・・・契約金額の30%
- 1ヶ月以内の場合・・・契約金額の60%
- 2ヶ月以内の場合・・・契約金額の80%
- 2ヶ月以上の場合・・・契約金額全額

・成人式の1年前に契約した場合、1年先のキャンセルでも契約後からキャンセル料が発生！！

## 消費者ができること 情報提供の大切さ

- ・適格消費者団体は・・・  
消費者からの情報提供をもとに調査・検討

↓  
事業者に改善を求めています。

たとえば・・・

- \* 契約書の内容が明らかに消費者にとって不利な内容
- \* 金額は少ないけれど、たくさんの消費者が同じような被害に遭っている

**事業者の不当な行為は情報提供により明らかになります！**

注：情報提供いただいたものを事案として検討するかどうかは、専門家により整理をしています。

## 差止請求訴訟の結果

- ・ 和解が成立
- ・ これまでのキャンセル条項は使用しないことを約束。
- ・ キャンセル条項は改善し、消費者に真摯に対応することを約束。

## 差止請求訴訟意義

- ・ 消費者の被害が将来にわたり防ぐことができた。
- ・ 救済の道が開けた。
- ・ 他の事業者のキャンセル条項にも変化！